

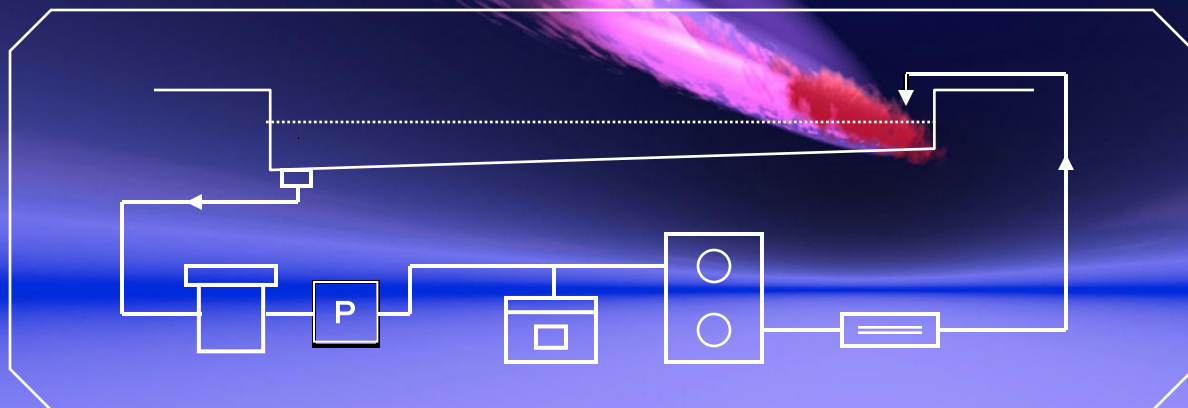
循環システムの定期洗浄消毒に！

PA-1EX

生物膜除去 & 除菌型洗浄剤

◆ 特性 ◆

- ①本剤は過酸化水素を主成分とした、新型の湯循環システムの除菌型配管洗浄剤です。
- ②特殊技法による活性剤のブレンドと安定化により類の無い浸透分解力を発揮します。
- ③浴槽、配管、その他を傷めることなくバイオフィルムを分解して除去します。
- ④除菌洗浄の作用後は水と酸素に分解しますので環境への二次汚染がありません。



ご使用方法

- 1、浴槽の湯量を半分位まで落として下さい。(以下循環運転しながら作業)
 - 2、本剤を吸水口より、一番遠い場所からゆっくりと投入して下さい。
(・使用量=湯量1トンに対し本剤を(12L~18L)の割合でご使用下さい)
 - 3、本剤投入後、60分間程度の循環洗浄を行って下さい。
 - 4、洗浄が終わりましたら全て廃水して下さい。(ろ過機ドレンも同時排水)
 - 5、新湯を満タンに張り、逆洗を20分後~循環運転を20分して排水して下さい。
 - 6、新湯を張って作業終了です。(オーバーフローして湯の確認して下さい)
(・新湯には浴用消毒剤を適量入れ、レジオネラ症対策を実施して下さい)
- ※ご使用前にMSDSを十分読んでからご使用下さい。
○ 詳しくは当社担当員にお尋ね下さい。

医薬用外劇物
過酸化水素25%含有



環境対応型容器
NET18L ¥37,800(税別)



エフォースケミカル工業
静岡県静岡市葵区本通1丁目3-2
TEL 054-205-8141
FAX 054-205-8122

担当

厚生労働省指針による各都道府県
浴場衛生管理要領

施設責任者が講じなければならないレジオネラ対策に係る衛生措置一覧					
条例改正後平成30年1月1日現在					
(※ゴルフ場施設では、支配人様が施設責任者となります。)					
設備の種類	循環ろ過装置使用の施設				循環ろ過装置なし
項目	生物膜の洗浄消毒	清掃消毒	検査と記録	指導要点	清掃及び消毒
貯湯槽	1年 1回以上		1年 1回以上	貯湯槽内の湯温60℃以上 60℃以下の場合は要消毒	⇨同じ1年1回以上
浴槽水		連続消毒 1週 1回以上	1年 2回以上	水質基準に適合させる 遊離残留塩素濃度は (0.2~0.4mg/Lを保つ) (最大1.0 mg/L)	⇨同じ1日1回以上換水 ⇨同じ1年1回以上検査
浴槽					1日1回以上
循環ろ過装置	1年 1回以上	1週 1回以上		湯量に応じたる過能力	
循環配管				配管内の生物膜除去	
ヘアークャッチャー		1日 1回以上		ろ過装置の手前に設置	
オーバーフロー水回収槽		1週 1回以上		※新設の施設には設置禁止	
シャワーヘッドホース	1年 1回以上	6ヶ月 1回以上	定期的	原湯(水)を使用する。(浴湯利用方式はH16.9.30迄で終了)	
				空気取入口から土ボコリを吸わない構造とする	
気泡発生装置等管理記録		3年間保管		① 貯湯槽の管理 ④ 浴槽の管理 ⑦ 集毛器の管理 ② 浴槽水の品質 ⑤ 循環ろ過装置の管理 ③ 浴槽水の管理 ⑥ 循環配管の管理	

※浴槽水を1週間に1回以上換水していない場合や、ジャグジー・ジェット装置の使用の浴槽で1日1回以上換水していない場合は、年6回以上の検査を実施する必要があります。

脱衣所	1ヶ月に1回以上消毒清掃	床・壁・脱衣箱・ロッカー・体重計等(人が直接触れる箇所)
浴室内	1ヶ月に1回以上消毒清掃	床・壁・イス・シャワーカーテン等(人が直接触れる箇所)
便所	1ヶ月に1回以上消毒清掃	便座・ドアノブ・便器等
その他	6ヶ月に1回以上消毒清掃	マッサージ室等
排水設備	1ヶ月に1回以上消毒清掃	排水溝・排水管・排水樹等

※各都道府県の解釈により保健所での表現が異なる場合がありますので、各自治体や最寄りの保健所のホームページにてご確認ください。



エフォースケミカル工業
 静岡県静岡市葵区本通1丁目3-2
 TEL 054-205-8141
 FAX 054-205-8122

